

フランスの通勤災害

— 目次 —

I これまでの沿革と現行法の規定

- 1 フランス法における通勤災害の考え方
- 2 1898年法
- 3 1946年法
- 4 1957年法
- 5 1968年法
- 6 現行法の規定
 - ①労働災害
 - ②通勤災害
 - ③職業病

II 労災保険給付手続の概略

III 通勤災害と一般法上の災害との区別

- 1 労働者の通行と職業生活との関係
- 2 始点および終点
- 3 経路の中斷と逸脱
 - ①経路の中斷
 - ②経路の逸脱
 - ③二重就業
 - ④相乗り

IV 労働災害と通勤災害との区別

- 1 区別の利益
- 2 事業場の構内における到着時および出発時の災害
- 3 使用者による労働者の送迎中の災害
- 4 出張と通勤災害

V 通勤災害の証明

VI 通勤災害の被災者等による使用者や同僚等に対する損害賠償請求

- 1 通勤災害の被災者等による使用者や同僚等に対する損害賠償請求の復活
- 2 バダンテ法 (Loi Badinter、交通事故の被災者の状況の改善と賠償手続きの促進を目的とする1985年7月5日の法律)
- 3 ベルジュラ協定書 (Protocole Bergeras、1983年7月24日)

フランスの通勤災害

フランスの通勤災害補償制度は、わが国における昭和47年（1972年）の通勤災害保護制度の立法の直接のモデルとなったものである。フランスの制度は、第二次大戦後の創設以来いくつかの改正を経て今日に至っているが、通勤災害関係規定はその解釈上多くの困難を伴い、その運用においても狭義の労働災害に比べて争いが多く、判例も豊富である。その意味でわが国に対しても、きわめて貴重な資料を提供しているということができる。

I これまでの沿革と現行法の規定

1 フランス法における通勤災害の考え方

わが国で労災保険給付の対象となるのは、業務災害（労働者の業務上の負傷・疾病・障害・死亡）と通勤災害（労働者の通勤による負傷・疾病・障害・死亡）である（労災保険法7条）。業務災害には災害性疾病と職業性疾病も含まれ、また規定の上では、通勤災害にも疾病が含まれることになっている。

これに対して、フランスの労災保険法では、労働災害（accidents du travail）、通勤災害（accidents du trajets）および職業病（maladies professionnelles）に分かれる。業務にかかる傷病等のうちで、労働災害とは災害（accident）を伴う傷病等をいうのに対して、職業病とは災害を伴わない職業性疾病のことである。通勤災害には、災害を伴わない疾病は含まれない。

本稿では「労働災害」の用語は、固有の意味の労働災害を指し、職業病と通勤災害を含まないものである。

2 1898年法

フランスの労災補償の歴史は、「現場労働者（ouvriers）がその労働において被害者となる災害の責任に関する1898年4月9日の法律」に始まる。この法律は、工業的業種等の個々の使用者に対して、そこで使用される現場労働者および職員（employés）の労働災害につき、災害補償責任を課すとともに、労災民訴を禁止するものであった。この制度には年金給付が含まれていたが、責任保険の契約締結強制による担保はなく、使用者の破産の場合の先取り特権を規定する等にとどまった。

1898年法では、労働災害を「労働をすることによりまたは労働を契機として生じた災害」（les accidents survenus par le fait du travail ou à l'occasion du travail）と定義した。したがって1898年法のもとでは、通勤災害という概念は存在せず、労働災害とそれ以外の災害とが存在するのみであった。

なお、「労働災害に関する1898年4月9日の法律を職業性疾病に拡大する1919年10月25日の法律」が制定された。職業性疾病につき限定列挙主義が採られた。

3 1946年法

1946年10月30日の法律は、総合的社会保障制度の一環としての労災保険制度を創設するとともに、労働災害に関する立法の利益を通勤災害にも拡大して、これを下記のように定義した。

第2条第2項「住居から労働の場所への行程またはその帰りにおいて、本法の対象となる労働者に生じた災害は、同じく労働災害とみなされる。ただし、個人的な利益により、又は雇用と無縁の利益により導かれた動機で、その経路が中断もしくは逸脱されたときは、この限りでない。」

この1946年の労災保険法はまもなく、社会保険や家族給付に関する規定とともに社会保障法典の中に編入され、第2条は社会保障法典第4編第415条となった。

以上の通勤災害の立法は、戦後間もなくの立法であり、当時のその他の法案もほとんど議会討論なしで採択されたという事情もあって、通勤災害制度の導入の理由は必ずしも明らかではない。内容的にみると、ドイツの判例の影響が強く窺われる。あえていえば、1925年に通勤災害制度を発足させたドイツの判例の軌跡をたどって、フランスが詳細に立法化したということができよう。

4 1957年法

この労災保険法が実施されるや、通勤災害について多くの訴訟が提起された。それは主として二つ以上の住居を認めるべきか、通常食事をする場所と労働の場所の行程を保護すべきか、食料品の購入等私生活上の必要のための短時間の寄り道は許されるべきではないか等の問題に集中した。

これらの問題を解決するため、第415条第2項につき、1957年7月23日の法律によって必要な改正が行われ、第415条の1として独立した。この改正は、それまでの判例の大勢を反映して、通勤災害の範囲を拡大したものであった。

第415条の1 次の場所の間の往復の途中において、本編の対象となる労働者に生じた災害は、以下の規定を留保して、同じく、労働災害とみなされる。

- (a) その労働者の主たる住居、なんらかの永続性を示す二次的住居、または、労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所と、労働の場所との間
- (b) 労働の場所と、レストラン、食堂、もしくは、より一般的に、労働者が習慣的に食事をする場所（との間）

本条の規定は、個人的で、かつ日常生活に不可欠の必要性に関係がない利益によって、又は雇用と無縁の利益によって導かれた動機で、行程が中断または逸脱されなかった限りにおいて適用される。

5 1968年法

しかし、1957年の法改正以降も、通勤災害に関する訴訟が相次いだ。政府はこれに対応すべく、1967年8月21日のオルドナンスを発した。このオルドナンスは、それまで判例によって認められていた「災害が通勤の通常の時間帯および場所において生じたときは、その災害は通勤による」という「災害が通勤によること (l'impunitabilité de l'accident) の推定」を排除しようとするものであった。その背景には、当時の交通事故の増大により、通勤災害の補償費用をこれ以上増大するのを防ごうという政府の意図があったともいわれている。しかし、このオルドナンスを追認したはずの1968年7月31日の法律は、このオルドナンスにおける政策を放棄して、ほぼ従来の判例の線に戻って、下記のような規定に改めた。

第415条の1 被災者又はその被扶養者が以下のすべての条件がみたされていることを証明したとき、又は証人尋問により金庫がその点について十分な推定ができるようになったときは、次の場所の往復の経路において、本編に掲げる労働者に生じた災害も同じく労働災害とみなす：

- 1' 主たる住居、永続的性格を示す二次的住居、又は労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所と労働の場所との間；
- 2' 労働の場所とレストラン、食堂、又はより一般的に、労働者が習慣的に食事をする場所との間。ただし、個人的で、かつ日常生活に不可欠の必要性に関係がない利益によって、又は雇用と無縁の利益によって導かれた動機で、行程が中断又は逸脱された場合は、この限りではない。

6 現行法の規定

その後、2001年に、通勤災害の規定に対して、相乗り (covoiturage) を認めるための小さな法律改正がなされて、結局、広義の労働災害の定義に関する現行法の規定は以下の通りとなった（2004年現在）。なお、1980年代後半に社会保障法典の全面的な再編があり、下記のような条文の表示になった。

①労働災害

L 第411条の1 「賃金を受けるすべての者について、又はどんな資格においてであれもしくはどんな場所においてであれ、一又は複数の使用者又は企業の長のために働くすべての者について、労働をすることにより又は労働を契機として生じた災害は、その原因が何であれ、これを労働災害とみなす。」

②通勤災害

L 第411条の2 「被災者又はその被扶養者が以下のすべての条件がみたされていること

を証明したとき、又は証人尋問により金庫がその点について十分な推定ができるようになったときは、次の場所の往復の経路において、本編に掲げる労働者に生じた災害も同じく労働災害とみなす：

1' 主たる住居、永続的性格を示す二次的住居、又は労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所と労働の場所との間。（2001年7月21日の法律第2001-624号第27条）《行われた逸脱が規則的な相乗りの範囲で必要とされた場合には、その経路は一番の近道でなくてもよい；》

2' 労働の場所とレストラン、食堂、又はより一般的に、労働者が習慣的に食事をする場所との間、ただし、個人的で、かつ日常生活に不可欠の必要性に關係がない利益によって、又は雇用と無縁の利益によって導かれた動機で、行程が中断又は逸脱された場合には、この限りではない。」

③職業病

L第461条の1「本編（第4編 労働災害および職業病一訳者注）の規定は、この部（第6部一訳者注）の規定を留保して、職業性疾病に適用される。職業病については（1998年12月23日の法律第98-1194号第40条の1）、被災者が、その者の疾病と職業活動との間に關係がある可能性を診断書によって知った日を、災害発生の日として取扱う。

（1993年1月23日の法律第93-121号第7条の1） 職業病表 (*tableau de maladies professionnelles*一訳者注) に掲げられかつその表に掲げる条件で罹患したすべての疾患が、職業に起因したものと推定される。

補償申出期間（除斥期間、被災者がその職場を離れた日から起算一訳者注）、ばく露期間または労働の限定リストに関わる一つまたは複数の条件をみたさない場合でも、職業病表に示されたような疾病が被災者の習慣的な労働によって直接惹き起こされたことが証明されたときは、その疾病を職業に起因したものと認めることができる。

職業病表に示されていない特定の疾病が、被災者の習慣的労働によって主としてかつ直接惹き起こされたこと、およびその疾病が被災者の死亡またはL第434条の2に掲げる条件で評価されかつ少なくとも特定のパーセンテイジに等しい率の永久労働不能を惹き起こしたときは、同様に、これを職業に起因したものと認めることができる。

前2項の場合に、初級金庫は、地域圏職業病認定委員会の理由を付した意見をきいたのち、その疾病が職業に起因したと認めるものとする。委員会の構成、役割、土地管轄ならびに委員会の意見の基となる文書の要素は、政令で定める。委員会の意見は、L第315条の1（医事監督 *contrôle médical* 一訳者注）に定めるものと同じ条件で、金庫を拘束する。」

II 労災保険給付手続の概略

フランスにおける労災保険給付手続の概略は下記の通りである。

(1)一般の手続

社会保障給付の一般の手続は下記の通りである。

初級金庫

非訟手続委員会

社会保障事件裁判所

控訴院

破毀院

(2)専門技術的な認定に関する手続

この国では、労災保険は社会保障制度の一部を構成する。

そして、社会保障制度は、公法人である社会保障金庫によって運営されている。社会保障制度の運営については、政府が直接行うことではなく、建前上、政府は後見的役割に止まるものとされている。

労災保険を運営するのは、疾病保険金庫であって、全国金庫の他に、16の地域圏金庫と123の初級金庫がある（本稿で「金庫」の語は、初級金庫の意味に用いる）。

労災の第一次認定機関はこの疾病保険初級金庫であって、初級金庫の不支給決定を争う被災者等は、各初級金庫の理事会の中に設置される不服申立調停委員会に申立をしたのち、直ちに裁判所に提訴すべきことになる。上級の不服申立手続は存在しない。

フランスでは、わが国のような行政官庁が発する「認定基準」に相当するものが見当らない。しかしながら、相当多くの数の判例、殊に破毀院（最高裁）判例が出されていて、われわれが業務災害や通勤災害の認定の実際を知ることができるのは、このような判例および重要な裁判の際に行われる検察官の論告とそれに対する評釈、解説並びに学者の論文を通じてである。

フランスでは、上記の労災に関わる一般の認定手続と訴訟手続の他に、障害や労働不能の状態の認定、並びに医事鑑定を争う等の専門技術的な手続が存在する。

III 通勤災害と一般法上の災害との区別

われわれは、災害を三つのタイプに分けることができる。雇用危険 (*risques de l'emploi*) に結びつく二つのタイプの職業災害 (*accidents professionnels*) とそれ以外の一般法上の災害である。そして、前二者の災害は、企業の危険 (*risques de l'entreprise*) に対応するものと、交通に内在しかつ企業から独立した危険 (*risques inhérents à la circulation et indépendants de l'entreprise*) とに分けることができる。労働災害と通勤災害である。

これに対して、それ以外の一般法上の災害は、自動車事故につきバタンテ法（わが国の自賠責法に類似）の適用を受ける他、私傷病の医療・障害の制度の対象となる。

ここでは、通勤災害と一般法上の災害との区別を検討する。

通勤災害とは、「保護されるべき通勤経路」 (*trajet protégé*) の途中で労働者に生じた災害であると考えられるが、この考え方からすると、具体的には労働者の通行（移動）と職業生活との関係並びに通行の時と場所との基準が考慮されるべきことになる。

1 労働者の通行と職業生活との関係

労働者の住居等と労働の場所との往復における災害であっても、それは通勤の目的をもったものでなければならない。いいかえれば、行われた移動と職業活動との間に一定の関係がなければならない。フランス法にはこれに関する明文の規定はないが、判例の一貫した考え方である。そして、この理は、通勤災害が「雇用の危険」に係るものであることから当然の帰結であるというべきである。わが労災保険法における「通勤による」（7条1項2号）との考え方には類似する。

下記の例は、同様に労組の集会に参加した場合でも、ストライキか否かで明暗が分かれたケースである。

判例1 破毀院社会部判決 1953年3月20日 D.1954.53

＜事実＞パリ地方老齢保険金庫に雇われていて、その14日前からストに入っていた女性労働者が、勤務先の事務所と同番地のところにある共済会館で開かれた、ストライキ委員会主催の情報会議に出席して、自宅へ帰る途中で交通事故にあった。

＜判旨＞労働災害の補償に関する1946年の法律が適用されるためには、両当事者間に設定された依存従属関係によって特徴づけられる労働契約の存在が条件とされる。ところが、本件においては、労働契約関係はストライキによって停止され、そのような従属関係は存在しないのであるから、労災法の適用はない。

しかし、比較的最近の判例は、勤務直後に開かれた組合の集会に出席した後に帰宅の途中交通事故にあった労働者に、通勤災害の保護を認めた。ストライキと異なり、労働契約が停止していなかったこと、従業員全員に開かれた労組の集会は雇用に密接に関わるとの

判断か。

判例2 破毀院社会部判決 1996年3月21日 Dr. Soc. 1996. 509

＜事実＞労働法典L第412条の10によれば、全従業員に参加が認められる労組の集会は、使用者の同意を得て、労働時間外に、企業施設内で開くことができる、と定められている。

被災者は、作業終了直後に、その集会に参加し、その後で習慣的な行程によって自宅に戻る途中で交通事故にあった。

被災者が組合員であったか否かは重要ではない。

控訴院は、適法に、この労働者が通勤災害の被災者であると判断した。

次の判例は、労働災害の療養中の労働者に生じた災害に関するものである。この判例に對しては厳し過ぎるとの批判もあり、労働災害の療養は「雇用と無縁」といわなくともよいのではないかとの意見である。

判例3 破毀院社会部判決 1960年1月29日 JCP. 1958. 10671

＜事実＞労働災害によって負傷した2、3日後に、雇主から呼び出されて、社会保障の給付証書を受取りにきた帰り道で、再び事故にあった。

＜判旨＞第一の災害によって労働契約は停止していたから、労災法の適用はない。

次の判例は、散歩には通勤災害の保護は及ばないとされたケースである。

判例4 破毀院社会部判決 1958年5月5日 JCP. 1958. 10671

＜事実＞勤務先の工場内の食堂で昼食をとった後、工場の外に散歩に出て、工場に戻る途中、交通事故にあった（被害者は、災害が起ったのは自分が労働の場所に戻ろうとしていた時であり、しかも、自分の居所と労働の場所とを結ぶ道筋にいた、と主張した）。

＜判旨＞被害者の職務と関係ない、専ら個人的な好みを満足させるための外出の途中に過ぎない。通勤災害ではない。

2 始点および終点

通勤災害とは、「労働の場所」と以下の場所との往復の途中の災害である。

①主たる住居

②永続的性格を示す二次的住居

③労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所

④レストラン、食堂、またはより一般的に、労働者が習慣的に食事をする場所

①まず、「主たる住居」については、日本法の「住居」と基本的には同じ考え方方に立っている。

労働者が自分の家を出て、不特定多数の人が通る道筋に出たところから、通勤経路が始まることになる。よくある争いは、アパート（日本流にいえば、マンション）の階段での転倒事故に関するものであるが、建物の外戸が境目となる。しかし、一見片付いたかに見える問題についてもなお初步的な争いが残っている。

判例5 破毀院社会部判決 1991年1月31日 Dr. Soc. 1992. 500

＜事実＞女性労働者が出勤のため車に乘ろうとして、身体の不調が原因で、転倒負傷した。原審は以下の理由で通勤災害と認めた。

保護されるべき行程は必ずしも公道に限られるわけではない。被災者の出発は勤務以外の目的によるものではない。

＜判旨＞通勤災害でない。

災害は被災者の住居の敷地内で生じた。それは被災者が予防手段をとりうるところで起つた。被災者は未だ労働の場所への通勤経路には入っていなかった。

②「永続的性格を示す二次的住居」について述べる。

二次的住居が、通勤の始点、終点と認められるためには、そこに永続的に滞在することが求められるが、永続性とは、滞在が「しばしば」なされること、および滞在が「規則的であること」が必要とされる。

かくして、数年前から被災者が一室を借りて、定期的に住んでいた友人の家（破毀院社会部判決 1975年6月28日 JCP. 1976. II. 18457）、内縁の妻の住居等がこの二次的住居と認められている。

その上、労働の場所と遠く離れていることも、それだけでは二次的住居の認定の妨げとなるものではなく、200km程離れた住居から労働の場所に通う途中の事故が通勤災害と認められた例がある。

これに対して、被災者がウィーク・エンドに行っていたキャンプ地（破毀院社会部判決 1954年3月5日、Dr. Soc. 1954. p. 449）や、1年間に8回通った同僚の家は、二次的住居とは認められていない。

③「労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所」の文言の解釈については、下記の判例が注目される。

判例6 破毀院全部会判決 1968年2月29日（第2事件） GADSS. 398（なお、GADSSとは、「社会保障法主要判例」（Les grands arrêts du droit de la sécurité sociale）、1998年、の略語である）

＜事実＞労働者が、労働の場所を離れたのち、住居と離れた菜園（jardin）に向う途中の交通事故。原審は、そこで耕し、種を播き、そして収穫するという家族の利益（楽しみ）

のために被災者はそこに向ったものであるとして、通勤災害と認定した。

＜判旨＞「労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所」とは、主たる住居または二次的住居と同視されるべき「家族の事情による滞在の場所」を意味するのであって、原審の判断は違法である。通勤災害ではない。

同様の理由で、以下の事案についてさえ、通勤災害ではないと判示されている。

判例7 破毀院社会部判決 1974年1月17日 D. 1974. 281 note A. D.

＜事実＞1971年4月26日12時15分頃、被災者（女性）は、勤務の前に、生後10ヶ月の子供を義母の家に預けるべく車で自宅を出た。子供の健康状態が悪く、誰かの看護が必要であった。1週間前から毎日この行為は続いていた。被災者の住居と労働の場所との距離は約4kmであったが、義母宅は約20km離れていた。義母宅に向う途中の交通事故であった。

原審は、被災者が習慣的に通っていること、および家族的動機によるものであることを理由に、義母宅は主たる住居または二次的住居と同視されるべしとして、通勤災害と認めた。

＜判旨＞通勤災害ではない。

「労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所」とは、通勤の出発点としての当事者の滞在の場所を示すものであって、当事者自身の住居と同視されるべきものである。したがって、当事者の滞在を伴わない、子供を預ける、子供を引取るという通過行為（*acte passager*）は、たとえ習慣的で、家族的動機によるものであっても、これには当たらない。

家族手当を受取るために定期的に通う社会保障機関との間の往復も通勤とは認められないことになる（破毀院社会部判決 1965年1月21日 L. S. 36 L. S. とは、*Liaisons Sociales*特集、*Les accidents du travail*, 2003の略語）。

さて、「労働者が家族の事情による動機で習慣的に通うその他のすべての場所」の文言は、1957年法の当初の法案では、食料品購入の場所を含むものと規定されていたようであるが、当時の財務省が過度の社会保障給付を招くものであるとして反対したいきさつがある。それ以来、上記の文言は破毀院によって厳しく解釈されてきたが、控訴院による抵抗もみられ、後述のように、破毀院が通勤災害に対するコントロールの権限を少なくとも一部放棄したことにより、比較的柔軟な決着もみられる。

④1957年法の改正法は、「レストラン、食堂、またはより一般的に、労働者が習慣的に食事をする場所」と労働の場所との間の往復を通勤経路と認めた。これは、当時の昼休み時間の短縮化の傾向に対応するものであった。フランスでは、第二次大戦後、住宅地の開発が進んだこともあって、労働の場所と住居との距離が次第に長くなり、それまで自宅に

戻って昼食をとっていた労働者の多くが、職場の近くのレストランや食堂で済ませるようになった。フランス法では、昼食時の住居と労働の場所との往復も通勤と認めていたことから、ほぼ当然の帰結として、事業場施設外の食堂やレストラン等と労働の場所との往復も通勤と認めることにした。なお、事業場の施設内にレストランや食堂がある場合の災害は、従来通り労働災害であって、通勤災害ではない。

上記の文言にあたるものとして、労働者が毎日軽食をとっていた公園が食事の場所と認められた例がある（破毀院社会部判決 1977年11月8日 L.S. 37）。

しかし、上記の文言の解釈は、労働者にとってかなり厳しいものがある。すなわち、労働者はその場所で本当に食事をとることが求められる。

この結果、職場で食べるための食料品を買うために向った店（破毀院社会部判決 1980年6月4日 GADSS. 406）や、昼食後にコーヒーを飲みに立寄ったカフェ（破毀院社会部判決 1970年6月17日 D. 1970. Somm. 189）は、上記の「食事をとる場所」には当たらないとされている。

⑤「労働の場所」については、事業場構内における災害について通勤災害か労働災害かが争われる事例が大半を占め、一般法上の災害か通勤災害かの争いはそれ程多くはない。

【判例】8 破毀院刑事部判決 1969年10月30日 D. 1970.

＜事実＞労働者Xは、午後9時15分から30分頃に、同僚の車で労働の場所を出発し、自分の住居に向ったが、運転者の過失で交通事故にあい負傷した。当日は午後8時頃に仕事が終ったが、事業場で催された雇主の結婚20周年パーティーに招かれ、シャンパンを飲んでいた。

原審は、仕事上の付き合いから招待を断ることはできなかったこと、パーティーの会場は事業場施設内であったこと、経路もいつもと同じであった等の理由で、事業場を通勤の帰路の出発点と認め、本件を通勤災害と認定した。

＜判旨＞通勤災害である。理由は原審に同じ。

3 経路の中斷と逸脱

L第411条の2は、「個人的で、かつ日常生活に不可欠の必要性に関係がない利益によつて、又は雇用と無縁の利益によって導かれた動機で、行程が中斷又は逸脱された場合には、この限りではない。」と定めている。この規定は、同条第2号の但書の形式をとっているが、第1号に定める労働者の住居等と労働の場所との往復にも当然に適用されるものと解されている。

このように、通勤経路の逸脱・中斷については、フランス法は日本法とほぼ同じ考え方で立っていることがわかる。すなわち、原則として、経路は最も短いものであるべきであり、そのことは、労働者が一番近い道をたどるべきことを意味するとともに、途中立ち止